

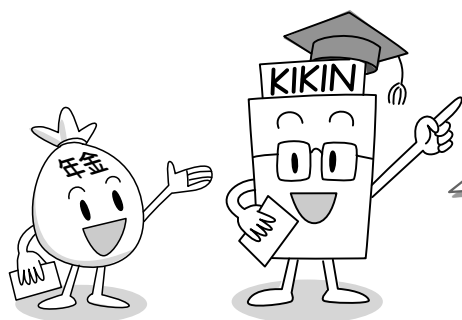
新しい確定給付企業年金の 給付についてお知らせします

平成30年4月の確定給付企業年金（DB）への移行にあたって、事業主、担当者、加入員の皆様には、同意書等の提出にご協力いただき、ありがとうございました。

おかげさまをもちまして、移行に必要な同意要件を満たすことができました。これを受けて、平成30年1月22日に開催された第120回臨時代議員会において、厚生労働省への認可申請が全会一致で議決され、1月31日に認可申請を行ったところです。

新年金制度には274事業所が移行する予定です。

新年金制度の概要等については、すでにご案内のとおりですが、今回は、新制度移行後の給付等についてお知らせいたします。

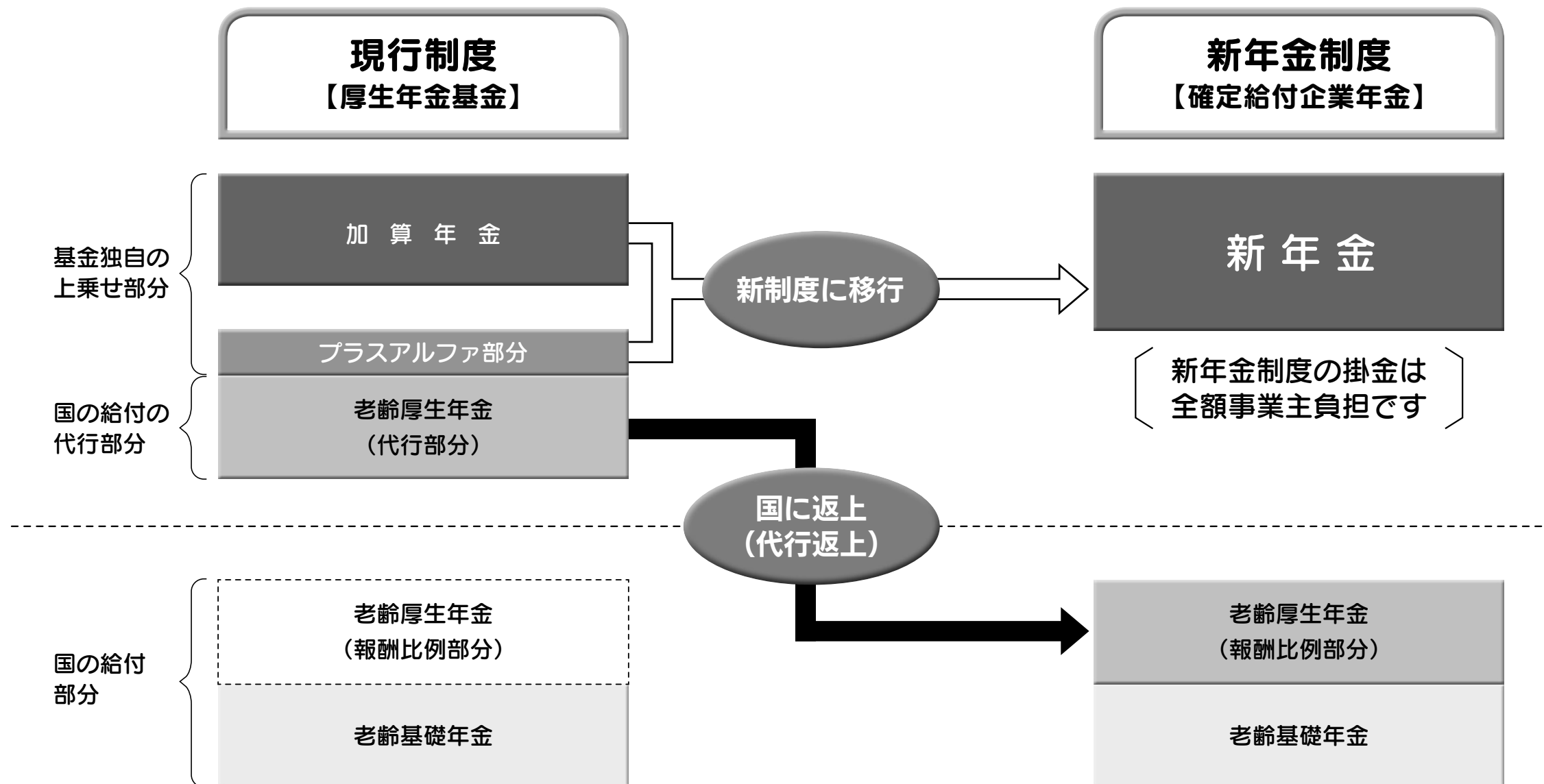


3月中旬に事業所の担当者を対象とした事務説明会を、4月に新年金制度発足にあたっての理事会、代議員会を、それぞれ開催する予定です。引き続き、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



新年金制度への移行

- 当基金は平成30年4月に、基金独自の上乗せ部分を確定給付企業年金（DB）に移行します。
- 当基金が支給していた老齢厚生年金の一部（代行部分）はそのまま国に返上し、老齢厚生年金に引き継がれて支給されます。

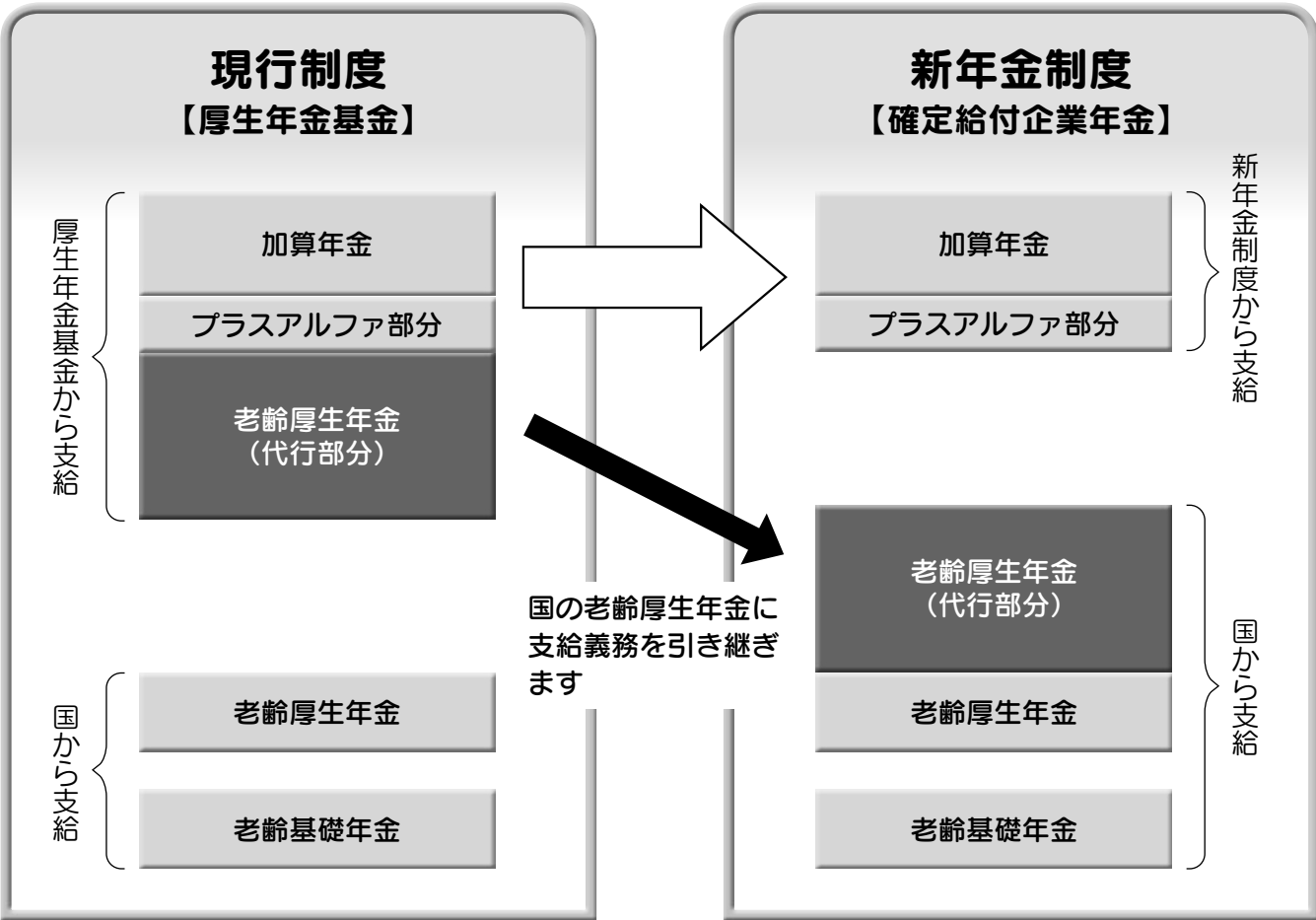


用語解説

- **老齢基礎年金**
20歳以上60歳未満のすべての人が加入する国民年金から、納付期間に応じて支給される年金。当基金に加入している皆様は、厚生年金保険を通じて国民年金にも加入しています。
- **老齢厚生年金（報酬比例部分）**
会社員が加入する厚生年金保険から、加入期間中の報酬および加入期間に応じて支給される年金をいいます。
- **国の給付の代行部分（基金代行額）**
老齢厚生年金のうち、当基金が国に代わって年金として支給する部分をいいます。
- **プラスアルファ部分**
当基金が老齢厚生年金の一部を代行するにあたり、代行部分に上乗せして独自に支給する部分をいいます。
- **加算年金**
当基金が代行部分とプラスアルファ部分に上乗せして支給する、基金独自の年金です。
- **代行返上**
基金の代行部分についての運用・給付義務を国に返還することをいいます。代行部分を除いた上乗せ部分（加算年金・プラスアルファ部分）の年金は、新年金制度に移行します。

年金受給者の皆様の給付について

- 国から支給される年金と基金から支給される年金の総額は、年金受給権を保護する観点から新制度移行後も変わりません。
- 基金から支給している国の代行部分は、そのまま国に引き継がれ、国から厚生年金として支給されます（年金額の改定は、移行後の翌月となることから、4月に年金額を改定し、基金から支給している国の代行部分は、5月分の年金から国の老齢厚生年金として支給されます）。基金からの支給は加算年金とプラスアルファ部分のみになります。なお、加算年金をすでに一時金として受けとられた方は、プラスアルファ部分のみの支給となります。



基金から支給される年金の支払期月にご注意ください

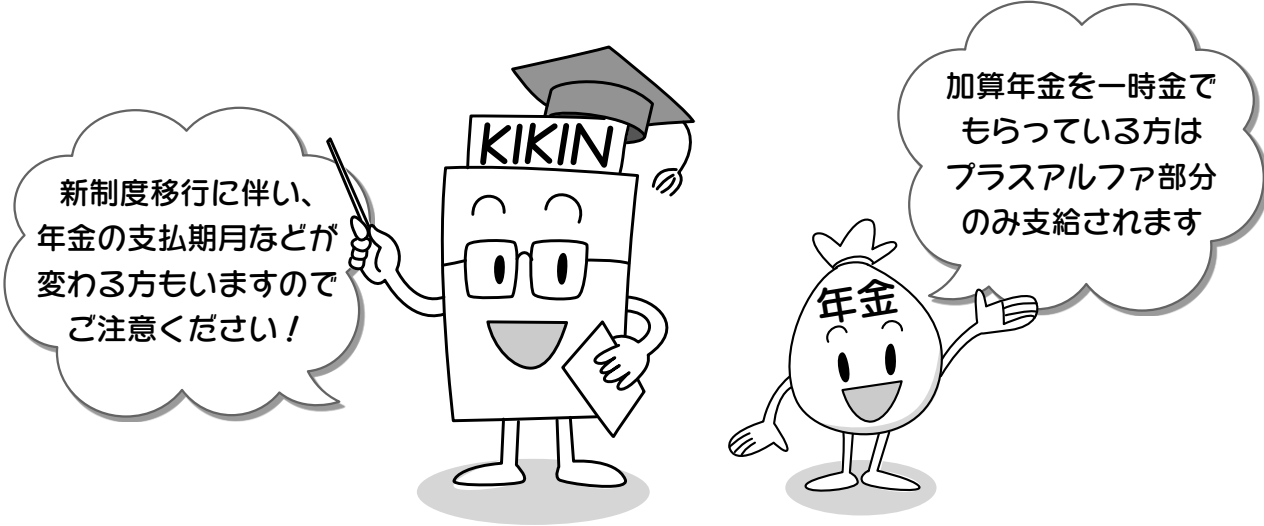
代行部分を国に返上することにより、当基金から支給する年金額が改定されます。年金の支払期月は年金額によって下表のとおり決められています。このため、改定された年金額に応じて支払期月が変わるケースがあります。

金 額	27万円以上		15万円以上27万円未満		6万円以上15万円未満		6万円未満	
支払回数	年6回		年3回		年2回		年1回	
支払期月と 支給対象月	支払期月	支給対象月	支払期月	支給対象月	支払期月	支給対象月	支払期月	支給対象月
	2月	前年12月・1月	2月	前年10月 ～1月	6月	前年12月 ～5月	8月	前年8月 ～7月
	4月	2月・3月						
	6月	4月・5月	6月	2月～5月	12月	6月～11月		
	8月	6月・7月						
	10月	8月・9月	10月	6月～9月				
	12月	10月・11月						

新制度移行に伴い、すべての方が所得税の源泉徴収の対象になります

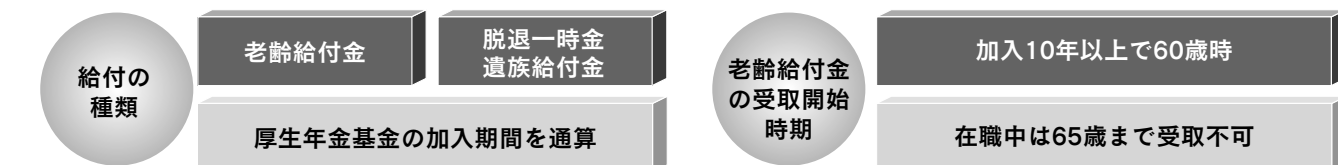
所得税の計算方法は以下のとおりです（円未満切り捨て）。

源泉徴収税額 = <年金支給額 - (年金支給額 × 25%)> × (10% × 102.1%)



加入員の皆様の給付について

- 新年金制度の給付の概要は、次のとおりです。



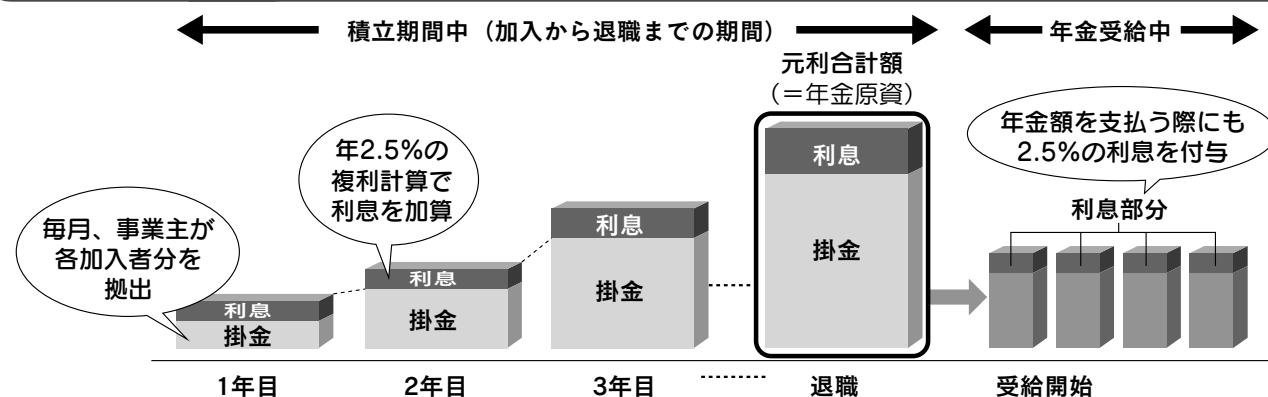
※加入期間3年以上で脱退一時金、10年以上で老齢給付金または脱退（選択）一時金を受けとることができます。
 ※加入期間3年以上の加入者及び老齢給付金の受給権者が死亡した場合は、遺族給付金が支給されます。また、老齢給付金の受給者が死亡した場合は、保証期間の残りの期間に相当する給付金が支給されます。

- 制度移行時、60歳以上（昭和33年4月1日以前生まれ）の加入員で、加入期間が10年以上ある方は、移行前の加入期間に係る現行制度の加算年金とプラスアルファ部分が支給され、移行後の加入期間については新年金制度の年金を合算します。

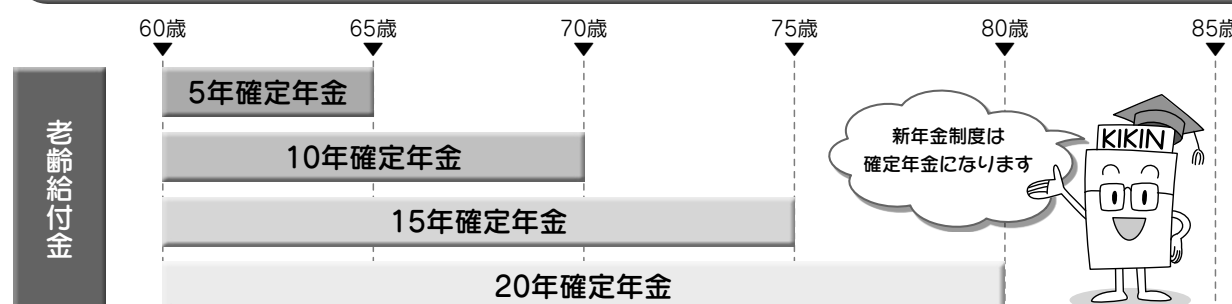
新年金制度の概要

- 新年金制度は将来にわたって安定的な運営が可能となるよう、目標とする資産運用利回り（予定利率）を2.5%に、給付利率（年金受け取り期間中につく利息）も2.5%とします。
- 安定的な財政運営を図るため、掛金の変動リスクを抑制することができるキャッシュバランス方式を導入します。
- 給付は保証期間付の有期年金（確定年金）とし、受給期間を選択制（5・10・15・20年）に変更します。これにより退職後のライフプランに合わせた年金の受給期間を選択することが可能となります。

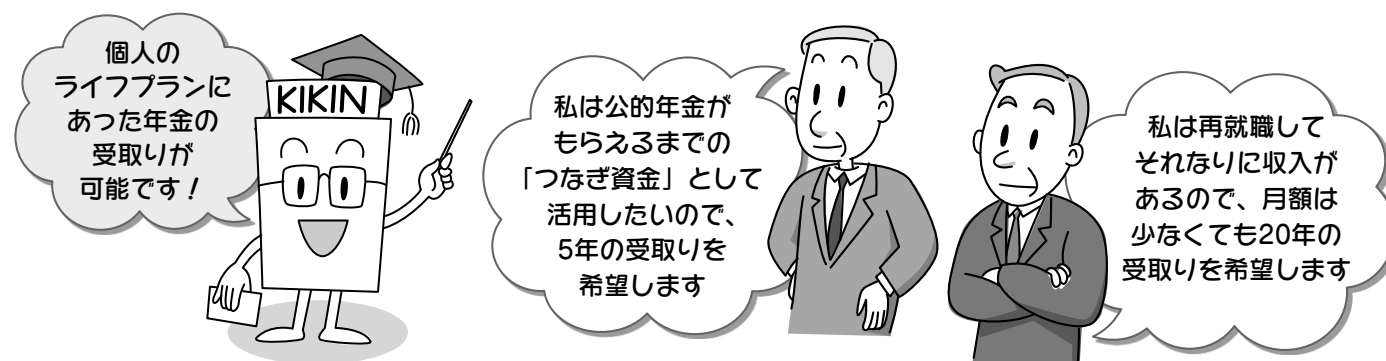
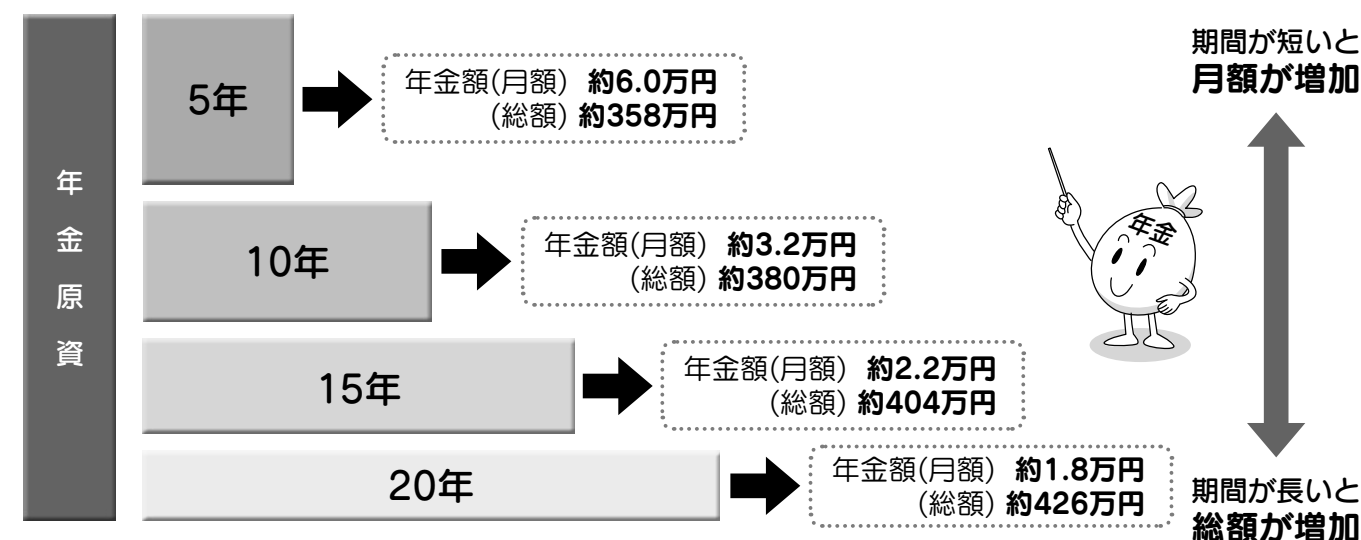
キャッシュバランス方式による積み立てイメージ



60歳定年退職の場合の年金支給イメージ



受給期間別のモデル年金額（年金原資336万円のモデルケース。平均給与40万円で40年加入）



事業主・加入員の皆様へ 在職中の年金のお知らせ

在職中で老齢厚生年金を受けられる年齢に達した方はご確認ください
年金の請求手続きはお済みですか？

今年4月、当基金は確定給付企業年金（DB）に移行します。これに伴い、今年3月までに特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達した方は、当基金から今年3月までの期間の年金をお支払いすることになります。

年金を受けるには、本人の年金請求（裁定請求）が必要です。新年金制度移行時は、年金の裁定請求が集中すると思われるので、お早めに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

年金の請求がお済みでない方は早めに手続きを行いましょう！

